

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1600068号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1600243号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を1万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和27年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（1万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1600076号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1600244号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を6万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和25年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年7月10日

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書並びにB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（6万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501581 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600245 号

第1 結論

請求者のA社における昭和47年8月1日から昭和48年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和47年8月から昭和48年7月までの標準報酬月額については、11万円から11万8,000円とする。

昭和47年8月から昭和48年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年8月1日から昭和48年8月1日まで

B厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることを知った。給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録においては11万円と記録されているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿においては従前の標準報酬月額から2等級以上の差がないにもかかわらず、昭和47年8月に随時改定され、請求期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された請求者に係る標準報酬月額の記録においては、昭和47年8月及び同年9月は11万円、同年10月から昭和48年7月までは11万8,000円であることが確認できる。

さらに、日本年金機構は、上記被保険者名簿に記録されている昭和47年8月の標準報酬月額について、随時改定の届出があり、不該当であれば記載しないところを記載したものと推測される旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったものと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、11万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600521 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600246 号

第1 結論

請求者のA社における平成13年10月1日から平成15年1月8日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月から平成14年6月までの標準報酬月額については9万8,000円から59万円、平成14年7月から同年12月までの標準報酬月額については9万8,000円から13万4,000円とする。

平成13年10月から平成14年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年10月1日から平成15年1月8日まで

給与明細書のとおり、標準報酬月額59万円に見合う給与の支給があったにもかかわらず、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されている。請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年10月から平成14年6月までは59万円、平成14年7月から同年12月までは13万4,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年1月8日より後の同年1月9日付けで、平成14年7月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録が取り消され、平成13年10月1日に遡って9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成15年1月9日付けで、請求者のほか、事業主を含む13人について、標準報酬月額が遡って減額され、その後、同年2月17日付けで15人について、標準報酬月額が遡って減額されていることが確認できる。

さらに、A社で社会保険事務の補助をしていた同僚は、請求期間当時、同社は多額の社会保険料を滞納していたため、上司が社会保険事務所（当時）の担当者から遡って標準報酬月額を訂正する届出をするよう勧められたことを聞いた旨陳述している。

加えて、請求者から提出された平成13年11月分から平成14年7月分までに係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年1月9日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成13年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成13年10月から平成14年6月までは59万円、平成14年7月から同年12月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち平成14年7月1日から平成15年1月8日までの期間については、請求者は当該期間の給与支給額も標準報酬月額59万円に見合う金額であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、平成15年1月9日付けで行われた減額訂正処理前の記録において、請求者の標準報酬月額は、平成14年7月の随時改定により、13万4,000円と記録されており、当該随時改定は同年8月21日付けで処理されていることが確認できるが、当該随時改定に係る処理について、遡って記録を訂正する等の不自然な点は見当たらない。

また、請求期間のうち平成14年7月1日から平成15年1月8日までの期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、請求者から提出された平成14年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、平成14年中において標準報酬月額59万円に基づく社会保険料が控除されていたと仮定して算出した社会保険料の合計額を大幅に下回っている。

さらに、平成15年1月9日付けで行われた減額処理前の記録において、請求者と同様に平成14年7月の随時改定の記録が確認できる同僚は、給与明細書は保有していないものの、当該減額処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた旨陳述している。

加えて、請求者は、平成14年7月分から同年12月分までの厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書を保有していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、事業主は連絡先が不明であることから回答が得られず、請求者がその主張する標準報酬月額(59万円)に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成14年7月1日から平成15年1月8日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600648 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600247 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月12日の標準賞与額を43万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。請求期間については、厚生年金保険料が控除されていることを示す資料はないが、預金通帳の記録により、賞与の支払を受けていることが確認できるので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに同僚が保有する支給年月が 17 年 2 回目賞与と記された給与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、平成 17 年 12 月 12 日に A 社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は、請求期間において標準賞与額（43 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 12 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。